

富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業に関する指定管理基本協定書（案）

富山市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山市条例第309号。以下「手續条例」という。）第8条の規定により、富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設（以下「本施設」という。）の維持管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、本施設の維持管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（指定管理の対象施設）

第2条 甲が乙を指定管理者として指定する本施設とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 牛岳温泉スキー場（以下「スキー場」という。）
- (2) 牛岳温泉健康センター（以下「健康センター」という。）
- (3) 牛岳オートキャンプ場きらら（以下「きらら」という。）
- (4) 牛岳運動広場等利用促進施設（以下「てんころの館」という。）

（指定管理期間等）

第3条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務等の範囲）

第4条 乙が行う管理業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本施設の運営に関する業務
- (2) 本施設、設備、駐車場の管理に関する業務
- (3) 本施設の使用承認及び利用料金の徴収に関する業務
- (4) 広報・PR活動・送迎サービスに関する業務
- (5) その他関連業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設維持管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 乙は、自己の責任と費用により、本条第1項各号に加え、以下の各号に定める内容（以下「必須自主事業」という。）を実施するものとする。

- (1) スキー場に関するグリーンシーズンの運営
- (2) 健康センターに関する飲食機能の運営
- (3) てんころの館に関する飲食機能の運営

4 乙は、管理業務及び必須自主事業の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第1項及び第3項に掲げる以外の自主事業（以下「任意自主事業」という。）を実施することができるものとする。

5 乙は、前項に示す任意自主事業を実施する際は富山市行政財産使用料条例（富山市条例第70号）に規定する使用料を甲に支払うものとする。

6 乙は、健康センターの管理運営に必要な温泉の供給をうけるため、毎年度の当初に、甲との間で、当該年度に係る温泉供給に関する契約を締結するものとし、当該契約において、供給条

件、費用負担その他必要な事項を定めるものとする。

(再委託等の禁止及び届出)

第5条 乙は、本施設の管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事前に甲の書面による承諾を受けたときは、管理業務の一部（施設毎の維持管理運営業務の全部を含む）を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 乙は、必須自主事業又は任意自主事業を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に書面による届出をしなければならない。

3 前2項の規定により乙が管理業務の一部、並びに必須自主事業及び任意自主事業を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用負担において行うこととし、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、全て乙の負担とする。

4 乙は、第三者に対し、この基本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

(指定管理者の責務)

第6条 乙は、手続条例、富山市牛岳温泉スキー場条例（平成17年富山市条例第196号）及び富山市牛岳温泉スキー場条例施行規則（令和5年富山市規則第80号）、富山市牛岳温泉健康センター条例（平成17年富山市条例第195号）及び富山市牛岳温泉健康センター条例施行規則（平成17年富山市規則第172号）、富山市山田自然休養村条例（平成17年富山市条例第217号）及び富山市山田自然休養村条例施行規則（平成17年富山市規則第194号）【各施設の設置条例及び規則は今後改正等を予定している（以下、同じ）】、並びに関連する法令等を遵守するとともに、本施設を常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない。

2 乙は、本施設又は本施設利用者に事故又は災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行った上、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定管理業務委託料)

第7条 本施設のうち、健康センターの温浴機能の管理業務に対して、甲が乙に支払う指定管理期間中の指定管理業務委託料は、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を限度とする。

2 各年度の指定管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和10年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和11年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和12年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和13年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和14年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和15年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和16年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和17年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和18年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和19年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

3 甲は、前2項の指定管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。

(利用料金制)

第8条 本施設の利用料金は、乙の収入として収受する。

2 利用料金は、乙が、富山市牛岳温泉スキー場条例第4条、富山市牛岳温泉健康センター条例第6条の2及び富山市山田自然休養村条例第6条に規定する利用料金の範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。

3 乙は富山市牛岳温泉スキー場条例第6条、富山市牛岳温泉健康センター条例第7条及び富山市山田自然休養村条例第7条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(収益還元)

第9条 乙は本施設の管理業務等に係る利益が一定額を上回った場合、「別紙2 収益還元(納付金)について」に定める方法により、利益の一部を甲に納付するものとする。

(災害時の対応)

第10条 甲が災害対策又は災害対応を目的として本施設を使用する必要があると認める場合、乙は甲の要請に沿って、これに可能な限り協力するものとする。

(備品等の取扱い)

第11条 甲は要求水準書 添付資料2「富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設備品一覧表」記載の備品等(以下「備品等」という。)を乙に無償で貸与する。

2 経年劣化又は乙の責めによらない事由による滅失・毀損等により備品等を管理業務に供することができなくなった場合、甲は乙との協議に基づき、管理業務に必要と認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、乙に無償で貸与するものとする。

3 乙は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、甲の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、乙は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・毀損等が確認された場合は、速やかに甲へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。

4 乙は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は乙に帰属し、乙は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

(リスク分担)

第12条 管理業務に関するリスク分担については、「別紙1 富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業 リスク分担表」のとおりとする。

2 スキー場の暖冬リスクにおける「別紙3 暖冬補償について」のとおりとする。

(管理業務計画書等の提出等)

第13条 乙は、翌年度の管理業務について、毎年度2月末日までに次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出し、当該年度末までに承認を得なければならない。

(1) 管理業務の概要及び実施時期

(2) 管理業務の実施体制

(3) 収支計画書

(4) 管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制

(5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、仕様書に定めのない、管理業務の改善又は本施設の建物・設備の改修、物品の設置及

び本施設の周辺地域における施設整備などについて甲に対して提案を行う場合は、提案の必要性、管理業務において見込まれる改善点その他甲が必要と認める事項を記載した書類（以下「提案書」という。）を毎年度1月末日までに甲に提出しなければならない。

ただし、当該提案の実施に当たり、甲に新たな財政的負担が生ずると見込まれる場合については、乙は毎年度9月末日までに甲に当該提案書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の管理業務計画書を提出した後に、前項の事由以外により計画を変更する必要が生じた場合は、変更の内容について甲に協議の上、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、必須自主事業及び任意自主事業を実施する場合、予め甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。この場合において、甲及び乙は必要な協議を行うものとする。

（管理業務報告書等の提出）

第14条 乙は、毎月10日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び利用料金の収入状況等を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎月10日までに、前月の必須自主事業（任意自主事業を実施した場合は任意自主事業を含む）の実施状況、利用者数及び収入状況等を記載した、自主事業実施報告書を甲に提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第15条 乙は、毎年5月末日までに、前年度の管理業務等について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 利用料金の収入状況
- (3) 管理業務の経費の収支状況
- (4) 必須自主事業（任意自主事業を実施した場合は任意自主事業を含む）の経費の収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

（管理業務の報告、調査、指示）

第16条 甲は、前3条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

2 甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲から前2項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

（帳簿等の保存）

第17条 乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

（施設の毀損等）

第18条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその毀損若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（不完全履行による指定管理業務委託料の減額及び損害賠償）

第19条 甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるとき

は、指定管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務等)

第20条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状回復し、甲に対して当該施設及び備品を明け渡さなければならない。ただし、乙が実施した改修について、甲と協議のうえ、無償譲渡を実施した場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、通常の使用における経年劣化若しくは甲が認めた場合には、乙は当該施設の原状回復は行わず、別途甲が定める状態で甲に引き渡すことができるものとする。

(第三者に対する損害の賠償等)

第21条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(指定の取消等)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対しその状況を確認の上、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第10項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) この基本協定に違反したとき。

(3) 指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。

(4) 指定管理者の指定の申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。

(5) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

(6) 乙がその責に帰すべき事由により、甲に対し指定解除の申出をしたとき。

(7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、利用料金収入、必須自主事業の売上及び指定管理業務委託料の合計額のうち、乙が令和8年〇月〇日に提出した提案書において提案した各金額の年間平均の合計額、または指定を取り消された前年度分(事業報告書にて報告された金額)の合計額のいずれか高い金額、並びに当該合計額に係わる消費税等の額の総額の1年分の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第23条 乙は、その指定管理期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、本施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して適正に管理業務を引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議の上、決定する。

(秘密保持義務等)

第24条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第66条及び第67条並びに富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富山市条例第2号）の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、富山市情報セキュリティポリシー（別紙4参照）の情報セキュリティ基本方針4の規定により、情報資産に関する情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、管理業務を実施するにあたり、情報セキュリティ対策及び個人情報の保護に関し、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第25条 乙は、富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）第29条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

(名称等の変更の届出)

第26条 乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

(基本協定の変更)

第27条 管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

(年度協定書の締結)

第28条 甲及び乙は、第13条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、第7条の規定に基づく指定管理業務委託料による管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業に関する年度協定書を締結するものとする。

(協議)

第30条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市長 藤井裕久

乙

別紙1 富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業 リスク分担表

△は従分担

種類	主な内容	負担者		
		甲	乙	
共通	書類の誤り	要求水準書等の甲がその内容について責任を負うべき書類	○	
		指定申請書等の乙がその内容について責任を負うべき書類		○
	法制度変更	指定管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更または新設	○	
		上記以外のもの		○
	税制度変更	指定管理業務の内容に係らず、全てのものに影響を及ぼす税制の変更または新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
		上記のうち、健康センターに係る指定管理業務委託料の消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく指定管理業務委託費を支払うことにより甲が当該費用を負担する	○	
	金利変動	金利の変動		○
	物価変動	通常は指定管理者の負担とするが、大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議する。 （協議対象経費） ①燃料費（ガソリン、灯油、ガス等）、②上下水道料金、③電気料	△	○
	政策転換	施設の廃止により指定管理業務が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
	許認可の取得遅延	甲が取得すべきもの	○	
		乙が取得すべきもの		○
	住民及び施設利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		○
		指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
		上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
資金調達	甲が乙に支払う経費の支払い遅延による損害	○		
	乙が第三者（再委託又は下請等）等に支払う経費の支払い遅延による損害		○	
維持管理運営	維持管理運営遅延	甲の事由による維持管理及び運営開始の遅延	○	
		上記以外の維持管理及び運営開始の遅延		○
	仕様変更	甲の事由による仕様の変更	○	
		上記以外の事由による仕様の変更		○
	維持管理費・運営費増大	甲の事由による指定管理業務委託料の増大	○	
		上記以外の事由によるもの		○
要求水準未達	この協定・要求水準書で定められた要求水準の未達		○	

△は従分担

種類	主な内容	負担者			
		甲	乙		
維持管理運営	需要変動リスク				
	①スキー場	暖冬によりスキー場がオープンできない場合 ※別紙3参照	○		
		上記以外のもの		○	
	②健康センター	甲が管理する源泉・温泉設備の管理不備により、供給湯量の低下、枯渇に起因する需要変動	○		
		上記以外のもの		○	
	③きらら	需要変動全般		○	
	④てんころの館	需要変動全般		○	
	施設の契約不適合（瑕疵）	指定管理開始前または事業開始前の施設設備または維持管理に契約不適合があった際の修繕、損害賠償	○		
	施設、設備、備品、資料等の消失、滅失、損傷、盗難等修繕、更新	乙の故意または過失によるもの			○
		経年劣化によるもの、相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、現状回復に要する費用が以下のもの。 以下の金額を超えることが見込まれるときは、本市と事前協議するものとする。			○
①スキー場		1件につき300万円未満の修繕、または年度合計が1,300万円未満の修繕			
②健康センター		1件につき50万円未満の修繕、または年度合計が130万円未満の修繕			
③きらら		1件につき10万円未満の修繕、または年度合計が30万円未満の修繕			
④てんころの館	金額にかかわらず修繕、更新				
	上記以外の修繕・更新 ただし、スキー場人工造雪機は除く（人工造雪機の大規模修繕・更新が必要となった場合でも甲は実施しない）	○			
第三者賠償	施設の瑕疵により損害を与えた場合	○			
	乙が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○		
	指定管理業務により損害（個人情報の漏えい、不正利用等による損害を含む）を与えた場合		○		
終了時	事業の終了	政策転換による乙の撤収費用	○		
		指定管理期間の終了、指定の取消による乙の撤収費用		○	
	性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの（経年劣化によるものは除く）		○	
	改修投資	乙による改修の現状復帰		○	

別紙2 収益還元（納付金）について

※富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業 募集要項「別紙2 収益還元（納付金）について」を基本とし、提案内容に基づいて定めるものとします。

別紙3 暖冬補償について

※富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業 募集要項「別紙3 暖冬補償について」
のとおりとします。

別紙4 情報セキュリティ特記事項

(法令遵守等)

第1 乙は、本業務の遂行において使用する情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を保護するため、情報セキュリティの重要性を認識し、富山市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(安全管理体制)

第2 乙は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、重要情報（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準3（1）による）を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、重要情報を取り扱う者（以下「作業従事者」という。）に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5 乙は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。指定管理期間満了後又は指定が取り消された後も同様とする。

2 乙は、本業務に関わる作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等)

第6 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの基本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第7 乙は、次の各号の定めるところにより、本業務における情報の管理を行わなければならない。

(1) 重要情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 電磁的記録による重要情報を作業場所から持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保

護措置を施すこと。

(4) 情報資産が複製された場合には、複製元と同等の管理を行うこと。

(5) 情報資産の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、重要情報を扱う作業を行わせないこと。

(7) 重要情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第8 乙は、本業務において利用する情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第9 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第10 甲は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、この基本協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント)

第11 乙は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに甲に対して報告し、指示に従わなければならない。

2 乙は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。(個人情報の取扱い)

第12 乙は、個人情報を本業務において取り扱う時は、次の各号の定めるところに従わなければならない。

(1) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(2) 乙は、個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の作業従事者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(3) 乙は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該情報資産の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(4) 乙は、個人情報が、外国において取り扱われる場合(クラウドサービス提供事業者及び個人データが保存されるサーバが外国に所在する場合等)、当該外国の情報資産の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(5) 乙は個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない

- (6) 作業従事者は、取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該情報資産の内容の確認、既存の情報資産との照合等を行わなければならない。
- (7) 乙は、個人情報の取り扱いにおいて、この基本協定の第5条により再委託等を行う場合には、個人情報の保護に関する法律第66条により、再委託先にこの基本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (8) 乙は、本業務の終了時に、本業務において利用した個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- (9) 乙は、本業務において利用した電磁的記録による個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (10) 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。